毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎ 告　示　　所管課（室）名
・長崎県知事管理漁獲可能量の変更　　漁 業 振 興 課

告　　示

長崎県告示第285号の２

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第５項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和６年長崎県告示第624号）の一部を次のとおり変更し、令和７年５月22日から適用する。なお、同項において準用する同条第４項の規定により公表する。

令和７年５月22日

長崎県知事　大石　賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1　都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和７年１月１日から12月31日までの都道府県別漁獲可能量は、以下のとおりである。 【まあじ】　21,200トン 【まいわし対馬暖流系群】　<u>70,000トン</u> 【さんま】　現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】　50,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】　46,000トンの内数 【まだい日本海西部・東シナ海系群】　5,900トンの内数 2　都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和７年１月１日から12月31日までの知事管理漁獲可能量は、以下のとおりとする。 【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業　18,000トン 長崎県まあじその他漁業　現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし中型まき網漁業　<u>68,350トン</u> 長崎県まいわしその他漁業　現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業　現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 長崎県かたくちいわし漁業　50,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 長崎県うるめいわし漁業　46,000トンの内数	1　都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和７年１月１日から12月31日までの都道府県別漁獲可能量は、以下のとおりである。 【まあじ】　21,200トン 【まいわし対馬暖流系群】　<u>50,000トン</u> 【さんま】　現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】　50,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】　46,000トンの内数 【まだい日本海西部・東シナ海系群】　5,900トンの内数 2　都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和７年１月１日から12月31日までの知事管理漁獲可能量は、以下のとおりとする。 【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業　18,000トン 長崎県まあじその他漁業　現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし中型まき網漁業　<u>48,460トン</u> 長崎県まいわしその他漁業　現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業　現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 長崎県かたくちいわし漁業　50,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 長崎県うるめいわし漁業　46,000トンの内数

【まだい日本海西部・東シナ海系群】	
長崎県まだい漁業	5,900トンの内数

【まだい日本海西部・東シナ海系群】	
長崎県まだい漁業	5,900トンの内数

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市樺島町八番十二号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥